

前叙付記セル如ク回答レタル上尚明三十一日ヨリ出勤シ要未
 シテハ如何若シ今後取テ欠勤セバ或ハ御断スルヤモ不知トシ
 職首ヲ暗示シタリ

八経過

(1) 勞働者側

十月二十三日元職工タリレ永尾登ノ煽動ニヨリ新下北千住
 町七一八紅葉屋録名ニテ従業員ヲ叫合シ待遇改善嘆願ニ付
 協議シ翌二十四日代表トシテ山本作五郎、小野田平四郎、矢野
 知雄、山田朝吉、事節乙朋、上登ノ五名ハ會社ニ社長ト會見
 レ下請制度ニ十サハル 退職手當ヲ確立制定セラレ度
 旨嘆願書ヲ呈出セルニ社長ハ慰撫シ相當考慮ヌルコトヲ約
 レタルカ職工中急先鋒タル十名ハ引揚ケ連日協議中別記(1)
 (2)ノ如キビラ及(1)ノ傳單ヲ頒布シ又ハ貼布レテ組合員ノ
 獲得ニ努メ、争議日本部ヲ設置シ左ノ幹部ヲ選セリ

争議員長

本作五郎

會計調査部長

小野田平四郎

実行委員

天野知雄

長谷川忠次郎

森田保

並木伊三郎

中山正喜

山田民次郎

小野某

飯野某

北川某

警備係

書記

炊事係長

雑役

関係組合本部員

團迫政丈

水尾登

(2) 事業本部

職工中間関係組合指導ニテ友會組織ニ着手セルヲ以テ會社D